

新しい観光コンテンツ造成等支援事業費補助金（概要）

事業目的

新しい観光コンテンツ造成等支援事業費補助金は、新たな観光コンテンツの造成や観光産業の生産性向上に資する取組を支援することで、県内観光産業が物価高騰を上回る事業成長や生産性向上を実現することを目的とします。

補助金の交付を受けることができる者

- ・山梨県内に事業所を有するDMO、観光協会、観光事業者 等
- ※その他要件については、補助金交付要綱、募集要領を確認

補助対象事業

<①～⑤の要件を全て満たす事業>

- ① 類型Ⅰ又は類型Ⅱいずれかの類型に取り組む事業
- ② ①を行うにあたり、プロセスが明らかとなっている事業
- ③ 翌年度以降も継続される事業
- ④ 地域の関係者と連携して取り組む事業
- ⑤ 物価高騰を踏まえた合理的な目標設定を行う事業

類型Ⅰ コンテンツ造成型：新たに観光コンテンツを造成し、補助事業終了後の販売開始までを見据えた取組（販路開拓・プロモーションを含む。）

類型Ⅱ 生産性向上型：業務効率化や平準化など、観光事業者の生産性向上に資する取組

目標の設定

（１）コンテンツ造成型

- ・コンテンツ販売開始後の３年間の収益性（目標売上、想定費用（※）等）
※昨今の物価高騰の情勢を踏まえ合理的な想定を行ってください。想定費用について、造成したコンテンツの販売にかかる労務費の上昇を前提のうえで設定してください。

（２）生産性向上型

- ・今後３年間の従業員の賃金引き上げ目標（※）
※昨今の物価高騰の情勢を踏まえ合理的な想定を行ってください。DMO、観光協会等にとっては対象地域の観光産業全体の値をとることも可とします。

新しい観光コンテンツ造成等支援事業費補助金（概要）

補助率・補助上限額

100万円まで定額。100万円を超える部分については補助率1/2以内。補助上限額：300万円。最低事業費：200万円。

採択予定件数

5件

事業実施場所

山梨県内

補助対象経費

本事業の補助対象となる経費は、補助事業に必要な経費であって、交付要綱別表に掲げる経費のうち、次の（１）～（３）の全てに該当する経費

- （１） 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- （２） 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費
- （３） 証拠書類によって金額・支払い・納品等が明確に確認できる経費

補助対象経費		補助率	軽微な変更
人件費	人件費（本事業のために雇用する者の人件費のみ補助対象）	100万円まで定額 100万円を超える部分については補助率1/2以内（補助金の額は300万円を上限とし、最低事業費を200万円とする。）	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
物件費	報償費（講師への謝金等） 旅費（公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額、宿泊は真に必要な場合のみ（上限については、旅費法の定めに従うものとする。） 需用費（印刷製本費、消耗品費等） 役務費（通信運搬料、保険料等） 使用料及び賃借料（リース料等） 委託料（請負費、外部委託経費等）		
	その他知事が補助事業実施に必要と認める経費		

※補助対象外経費については募集要領を確認してください。

新しい観光コンテンツ造成等支援事業費補助金（概要）

補助事業の流れ	スケジュール
① 申請前支援期間	令和7年4月24日～令和7年5月30日
② 補助事業公募期間	令和7年6月2日～ 令和7年6月10日
③ 検討会開催	令和7年6月下旬を予定
④ 交付決定通知（事業開始）	令和7年7月上旬ごろ
⑤ 中間検査（精算書類）	令和7年11月下旬～12月上旬を予定
⑥ 事業実施期間（県による伴走支援期間）	交付決定日～令和8年2月10日
⑦ 実績報告書及び精算書類提出期限	令和8年2月20日
⑧ 補助金精算払	令和8年3月中旬ごろ（予定）

検討会

補助金交付要綱第5条第2号の規定に基づき、有識者等からの意見聴取を目的として検討会を開催します。検討会では、申請書類をもとに事業内容を評価し、この評価を踏まえ山梨県が採択事業を決定します。

(1) 申請書類に関する要件審査

補助金交付要綱及び募集要領等に照らして、要件を満たしているか確認します。

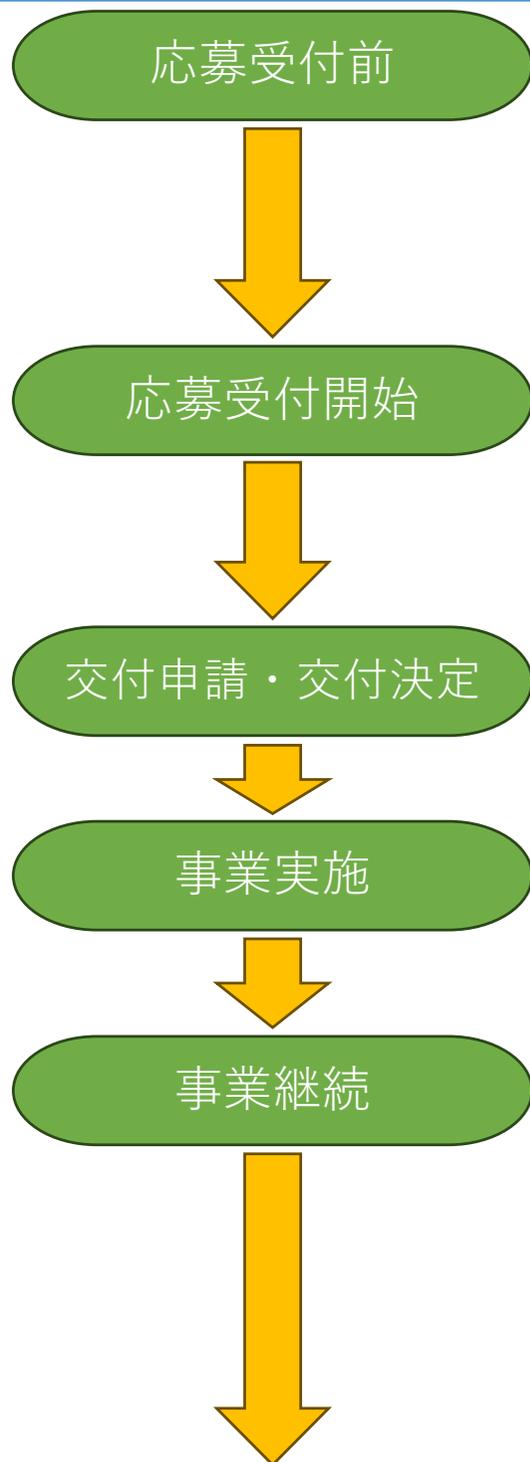
(2) 質疑応答

検討会に先立ち、申請書類に関する検討会構成員からの質問を送付し質問事項への回答をお願いすることがあります。

(3) 検討会における評価項目

- ① 企画の有効性・具体性（造成する観光コンテンツが顧客の体験価値向上につながるか、設定した目標が妥当なものか 等）
- ② 持続可能な観光地域づくりへの寄与（観光産業の高付加価値化につながるか、観光資源への再投資を意識しているか、地域の観光産業従事者の処遇改善につながるか 等）
- ③ 収益性（物価高騰を踏まえてもなお実現可能な形での値付け・コスト管理・販売経路等が想定されているか 等）
- ④ 実行力（地域の関係者との連携がとれているか、必要な許認可等は取れているか（もしくは取れる見込みか）、実施体制 等）

新しい観光コンテンツ造成等支援事業費補助金（概要）



申請前支援

(1) 個別相談の実施（事業）

実施しようとする事業に関して、観光・経営分野の経験・スキルを持った職員によるアドバイスを通じ、地域の皆様の事業企画を支援。

(2) 個別相談の実施（事務）

補助金交付要綱及び募集要領等に照らして、要件を満たしているかの事前相談。

(3) 各種情報提供

生産性向上に関する先行事例の情報提供や、セグメント別のマーケット動向に関するオープンデータの紹介や県保有データを用いた情報提供。

採択前、採択後それぞれに**支援**を実施します。

交付決定後

(1) (2) (3) について、交付決定後も継続して支援します。

事業継続への側面支援

(4) SNS等を活用した情報発信支援

（公社）やまなし観光推進機構が運営するオウンドメディアによる紹介（※1）

(5) 旅行会社等との商談会開催

国内旅行会社等との商談会への参加の機会を設けます。（※2）

(6) 専門家派遣

補助事業実施完了後、更なる取組の磨き上げを目的とし、各分野の専門家の派遣経費について支援します。（※3）

※1 掲載内容・時期などは、各メディア等の編集方針によります。

※2 ※3 （公社）やまなし観光推進機構の会員限定の支援メニューとなります。